

## 第10節 船員である職員の特例

### 第1 船員の特例

船員法第1条に規定する職員（以下「船員」という。）に係る補償等については、法第46条の2の規定に基づき、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次のとおり特例が設けられています。

#### 1 平均給与額関係

船員に係る平均給与額の算定基礎には、法定の給与のほか、日額旅費のうち所定の航海日当を加えます（令第3条）。

#### 2 療養補償関係

船員に係る療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当であると認められるものとされています（令第4条）。

#### 3 休業補償関係

船員に係る休業補償の額は、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかりた日から4か月間は、平均給与額の100分の100に相当する額とされています（令第5条）。

#### 4 予後補償関係

船員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、勤務することができないときは、予後補償として、治った日の翌日から、その勤務することができない期間（その期間が1か月を超えるときは、1か月間）、1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、給与が支給される場合は、その限度で、基金は支給義務を免れます（令第6条第1項）。

#### 5 休業援護金関係

船員に予後補償が支給される場合は、その支給される期間、1日につき平均給与額の100分の20に相当する額が休業援護金として支給されます。また、船員が、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った後勤務することができず、給与の額が予後補償を受けるものとした場合の100分の60以上で100分の80に満たない場合（勤務することができない期間が1か月を超える者を除く。）は、平均給与額の100分の80から船員の受ける給与の額を差し引いた額が休業援護金として支給されます。

#### 6 障害補償関係

##### (1) 障害補償年金差額一時金関係

障害補償年金を受ける権利を有する船員が死亡した場合において、その者に支給された当該年金（障害補償年金前払一時金を受けた場合は当該金額を含む。）の合計額が、障害等級の区分に応

じ、それぞれ法附則第5条の2第1項の表に掲げる額に次に掲げる額を加算した額に満たないときは、その者の遺族に対し、その差額に相当する額が障害補償年金差額一時金として支給されます（令附則第1条の3）。

障害等級	額		
第1級	平均給与額に100を乗じて得た額		
第2級	〃	70	〃
第3級	〃	120	〃
第4級	〃	160	〃
第5級	〃	200	〃
第6級	〃	230	〃
第7級	〃	190	〃

## （2）障害補償一時金関係

船員に係る障害補償一時金の額は、法第29条第4項の規定による額に、障害等級の区分に応じた額を加算した額が支給されます（令第7条）。

障害等級	額		
第8級	平均給与額に97を乗じて得た額		
第9級	〃	59	〃
第10級	〃	58	〃
第11級	〃	47	〃
第12級	〃	24	〃
第13級	〃	19	〃
第14級	〃	4	〃

## 7 行方不明補償関係

船員が公務上行方不明となったときは、行方不明補償として、当該船員の被扶養者に対して、その行方不明の間（その期間が3か月を超えるときは、3か月間）、1日につき平均給与額の100分の100に相当する金額が支給されます。ただし、行方不明の期間中給与が支給される場合又は行方不明の期間が1か月に満たない場合は、この限りではありません（令第8条第1項）。

## 8 遺族補償一時金関係

船員に係る遺族補償一時金の額は、平均給与額に1,080日を乗じて得た額とされています（令附則第2条の2）。

## 9 障害補償年金前払一時金関係

船員に係る障害補償年金前払一時金の額は、障害等級の区分に応じた額のうち、受給権者が選択した額が支給されます。

障害等級	選 �chio で き る 額 ( 日 分 )					
第1級	200	400	600	800	1,000	1,200
第2級	200	400	600	800	1,000	1,260
第3級	200	400	600	800	1,000	1,170
第4級	200	400	600	800	1,080	
第5級	200	400	600	990		
第6級	200	400	600	900		
第7級	200	400	750			

## 10 遺族補償年金前払一時金関係

船員に係る遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与の 1,080 日分に相当する額を限度として算定した額が支給されます。

選 抌 で き る 額 ( 日 分 )
200      400      600      800      1,080

## 11 特別給付金関係

船員に係る特別給付金のうち、前記 6(1)障害補償年金差額一時金関係、6(2)障害補償一時金関係、8 遺族補償一時金関係で述べた特例が定められている補償を受ける者に対する障害特別給付金、遺族特別給付金及び障害差額特別給付金の額は、それぞれの措置を講じた後の額を基礎として算定するものとします。

## 12 通勤災害に係る一部負担金関係

船員は、法第 66 条の 2 に規定されている一部負担金を納付する必要はありません（規則第 48 条の 2）。

# 第 2 船員に係る補償等の請求（申請）手続

船員である職員に係る補償等の請求（申請）をする場合には、補償請求書の職名欄に「○○（船員）」と表示し、特例による計算により請求することとなります。